

都道別事後評価概要一覧表(推進交付金)

都県別

東京都

| 目的 | 目標 | 事業実施主体 | 事業実施計画 | 事業実施実績 | 交付金相当額 | 目標値及び実績 | | | 都道府県等の事後評価 | | | | |
|-------------------|-----------------|--------|--|--|---------|-----------|------|------|------------|--------------|--|---|-------------------------------|
| | | | | | | 目標値 | 実績 | 達成度 | 評価 | 評価の概要及び対応方針等 | 第三者の意見 | 意見への対応 | |
| I 農畜水産物の安全性の確保 | 農業の適正使用等の総合的な推進 | 東京都 | <p>1 事業の必要性 東京都内には5882件(平成27年2月末現在)の農業販売者による届出があり、小売、卸売を問わず、販売者が集中している。また、都の農業生産は少量多品目栽培であることや、農地や樹木は市街地にあり、住宅地と隣接した中で農業を散布しなければならないことから、農業の適正使用や飛散防止は重要な課題である。 このような状況下で、農業の適正使用や取り扱いに対する関心も高いことから、立入検査を重点的に実施している。重ねて、リーフレットの作成や講習会の開催を実施、農業管理指導士の認定を通して、農業の適正販売・使用を推進する。そのために、以下の事項を実施する。 (1) 農業管理指導士の養成及び資質向上のための研修会の開催 (2) 農業使用者を対象にした安全・適正使用講習会の開催 (3) 農業残留確認調査</p> <p>2 目標値の考え方 過去3年間(平成23~25年度)に実施した農業販売店の立ち入り検査では、不適正な販売実績が平均で8.7%であった。このため、平成26年度の目標値は、過去3年間の平均から1.7ポイント削減し、7.0%に設定した。</p> | <p>(1)農業の安全使用の推進 安全使用講習会 2回 (2)農業の適切な管理及び販売の推進 販売業者立入472件 農業管理指導士研修3回 (3)農業残留確認調査 土壌・作物残留分析16点</p> | 752,000 | 不適切な販売割合 | 7.0% | 3.8% | 103% | A | <p>農業の不適切な販売割合の目標値は7.0%に対し、実績は3.8%であったため、目標値を大幅に達成できた。その内容は農業販売店の変更届の未提出がほとんどを占め、不適正表示の事例は一切無く、農業は適切に管理されていた。農業販売店への立入検査の際、東京都は農業販売業者に対してパンフレット等による農業の適切な販売について指導しており、農業の適正販売に関する意識の向上に寄与した。 また、農業安全講習会・農業管理指導士養成研修会等の実施により、農業使用者に対する農業の適正・安全使用の周知徹底が図られ、講習会参加者も昨年度より増え、使用者の意識は着実に向上しており、今年度の事業の目的を達成したと考えられる。</p> | <p>本事業は、消費者や議会の「食の安全・安心」や「住環境の安全・安心」に対する強い要望に応える基礎となるものであり、極めて重要である。また、単年度の高低の評価よりも、数年の中期的スパンで目標を達成することが望まれる課題である。東京都は農業販売業者数が多いため、立入件数はその8.0%であるが、実数値は472件と多い。不適切な販売も3.8%と低く、その内容も変更届の不備がほとんどであり、撲滅へ向けて前年度以上に努力していると同評価できる。また、本事業メニューの講習会・研修会や農業残留確認調査も当初計画通り、着実に実施され、農業販売者、使用者の資質向上に貢献していると判断される。</p> | <p>事業は適正に行われており、特段の対応はなし。</p> |
| | 畜産物の安全性の確保 | 東京都 | <p>1 事業の必要性 平成13年9月に国内で発生した牛海綿状脳症(BSE)を契機に、その発生を防止するため、牛や豚羊などの反芻動物に肉骨粉等の動物由来タンパク質を給与することが禁止されている。 生産段階における畜産物の安全性を確保するため、都内の牛飼養農家に対する巡回指導を実施するとともに、牛用飼料中の肉骨粉等抽出検査を行い、給与飼料の管理の適正化を図る</p> <p>2 目標値の考え方 目標値の設定については、前年、不適正な事例の発生が無かったことから、立入検査等の実施率とした。 (1)現状(平成25年度) ①検査対象施設数:60件 ②立ち入り検査対象事業場数:(平成24年の畜産農家及び飼料製造業者等の施設数)現状(%)=(①/②)×100=60/1,861×100=3.2 (2)事業実施後(平成26年度) ①検査対象施設数:62件 ②立ち入り検査対象事業場数:(平成25年の畜産農家及び飼料製造業者等の施設数)現状(%)=(①/②)×100=(62/1,884)×100=3.3</p> | <p>事業の成果 事業実施内容 巡回点検実施数 30戸 飼料抽出検査 74検体 不適正施設数 0戸 達成度 [目標値]=3.3% [実績]=立入農場数/検査対象農場数×100=56/1,884×100=2.9 達成度(%)=[実績]/[目標値]=2.9/3.3×100=87.8</p> <p>[立入の内訳] 牛飼養農場29戸、飼料製造業者26戸、飼料販売業者1戸</p> | 125,428 | 立入検査等の実施率 | 3.3% | 2.9% | 88% | A | <p>都道府県等の評価 巡回点検による農家指導と飼料抽出検査を計画的に行い、全ての検体に肉骨粉の混入は無いことが確認され、目標値は達成できなかったものの一定の成果があった。</p> | <p>日本がBSE清浄国になったにも関わらず、国民の中ではBSEへの関心は根強いように思われる。それは、本事業のような地道な事業に支えられている。ただ、効率を考えると飼料製造業者等に立ち入り検査した方が、効果的のように思う。目的は達成されている。</p> | <p>事業は適正に行われており、特段の対応はなし。</p> |

| 目的 | 目標 | 事業実施主体 | 事業実施計画 | 事業実施実績 | 交付金相当額 | 目標値及び実績 | | | 都道府県等の事後評価 | | | |
|---|-------------|--------|---|--|---------------|---------------------|-----------------|-----------------|------------|---|---|------------------------|
| | | | | | | 目標値 | 実績 | 達成度 | 評価 | 評価の概要及び対応方針等 | 第三者の意見 | 意見への対応 |
| Ⅲ 伝染性 疾病・ 害虫の 発生予 防・ま ん延防 止 | 家畜衛生の推進 | 東京都 | <p>事業の必要性及び目標値の考え方</p> <p>1 事業の必要性 近年、口蹄疫、牛海綿状脳症及び高病原性鳥インフルエンザ等重要な伝染性疾病が、継続的に発生し、畜産経営だけでなく、都民の生活にも大きな影響を与えている。家畜の生産性及び衛生管理の向上並びに生産段階における畜産物の安全性を確保するため、家畜衛生に関する各種調査、検査並びに情報収集等を行い、畜産農家に対する衛生管理技術の普及・啓発及び指導を実施し、伝染性疾病の発生割合の低減を図る。</p> <p>2 目標値の考え方 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第4条第4項及び第13条第4項の規定に基づき都道府県が国に報告する監視伝染病の発生件数及び都道府県等が病性鑑定等で把握する監視伝染病以外の伝染性疾病の発生件数の和の減少率及び検査件数の増加率により家畜衛生に係る取組の充実度を次式にて算出する。</p> <p>家畜衛生に係る取組の充実度の算定式=$100 \times (1+A) \times (1+B)$ 算定式=$100 \times (1+A) \times (1+B)$ A=家畜の伝染性疾病の検出率注)の減少率 注)検出率=(家畜の伝染性疾病の発生件数)/(対象疾病の検査件数) B=Aにおける対象疾病の検査件数の増加率 ※Aの下限を-0.99とする。 (1)現状(平成23~25年度の平均値) 伝染性疾病の発生件数=2、対象疾病の検査件数=11,950、検出率=0.00017 (2)事業実施後 伝染性疾病の発生件数=1、対象疾病の検査件数=11,010、検出率=0.00009 A=家畜の伝染性疾病の検出率の減少率 =[(現状)-[事業実施後]]/[現状] =[(0.00017-0.00009)/0.00017]=0.35714 B=Aにおける対象疾病の検査件数の増加率 =[(事業実施後)-[現状]]/[現状] =[(11,010-11,950)/11,950]=-0.07866 家畜衛生に係る取組の充実度=$100 \times (1+A) \times (1+B)$ =$100 \times (1+0.35714) \times (1-0.07866)=125$</p> | 2,209,615 | 家畜衛生に係る取組の充実度 | 125.0% | 1.0% | 0.8% | — | <p>例年より伝染性疾病の発生数が多く低評価となったが、伝染病のまん延といった状況はなく、その都度適切な対応・指導を実施した。</p> <p>各種事業の実施により都内畜産農家の衛生対策の向上が図られていると考えられ、飼養管理が良好に維持されていることが確認された。</p> <p>農家を巡回してみると、どの農家にも「家保通信」が置いてあり、また畜舎入口の消毒用の設置など、以前に比べ格段に農家の衛生意識は向上している。畜産農家が少なく非効率である上、養豚農家を中心に訪客を敬遠する農家も多く、またコストを下げるため衛生対策費を節約する農家も増える可能性もあり、更なる工夫が必要だと感じる。目標は達成されている。</p> <p>平成26年度は全国的にPEDが発生する中、都でも発生が見られ、例年と比較して家畜の伝染性疾病の検出率は上昇した。また、元々検査対象が少なく、検査実施数も限られるため、検出率の増加により著しく達成度が低下しやすい。そのため、今年度は達成度による評価の対象外と考える。</p> | 元々検査対象数が少ないので、伝染性疾病が数件増加しただけで評価は大幅に低下するが、事業は適正に行われており、特段の対応はなし。 | |
| | 養殖衛生管理体制の整備 | 東京都 | <p>1 事業の必要性 近年、水産養殖業に魚病が多発しており、この対策に使用される水産用医薬品に関して残留性の観点から適正な使用が必要になっている。また、食品の安全性に対する消費者の関心の高まりもあり、医薬品だけでなく、養殖現場で使用される養魚用飼料や衛生管理にも適正な指導と監視体制の整備が不可欠である。そこで、魚病発生時の把握に努め、魚病に対する防疫および医薬品の適正使用を行うとともに、都内における魚病の発生・蔓延を防止し、より安全で安定した養殖魚生産の推進を図るため、交付要綱別表1の事業メニューのうち、(1)総合推進会議の開催等、(2)養殖衛生管理指導、(3)養殖場の調査・監視、(5)疾病の発生予防・まん延防止にとり組むこととした。</p> <p>2 目標値の考え方 給餌養殖経営体数・都内の養殖組合等に加盟し、都内に養殖池をもっている養殖業者(30軒) ・水産用医薬品適正指導使用指導等会議の開催回数 2回(海面1回・内水面1回) ・養殖衛生指導(巡回指導等)によるもの(30軒) 養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体数に占める割合 30/30=100%</p> | <p>・給餌養殖経営体数・都内の養殖組合等に加盟し、都内に養殖池をもっている養殖業者(30軒) ・水産用医薬品適正指導使用指導等会議の開催回数 2回(海面1回・内水面1回) ・養殖衛生指導(巡回指導等)によるもの(30軒) 養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体数に占める割合 30/30=100%</p> | 856,000 | 養殖衛生管理を行った養殖経営体数の割合 | 100% (30/30) | 100% (30/30) | 100% | A | <p>指導会議、巡回指導を計画的に進め、目標を達成した。</p> <p>平成26年度における事業(総合推進会議開催、養殖衛生管理指導、養殖場の調査・監視、疾病の発生予防・蔓延防止対策)の目標値について、いずれもその目標を達成していると認め得る。</p> | 事業は適正に行われており、特段の対応はなし。 |
| | 重要病害虫の特別防除等 | 東京都 | <p>事業の実施方法</p> <p>1 目的 果樹や果菜類の重要害虫であるミバエ類等が侵入した場合、早期に発見するため、輸入農産物が集積する青果市場において侵入警戒調査を実施した。 調査は、都内の青果市場に誘殺トラップを設置し、月1回誘殺剤の交換を兼ねて行った。</p> <p>2 内容 (1)調査地点 10市場(区部5市場、多摩地域5市場) (2)調査対象害虫 ウリミバエ及びミカンコミバエ類、チチュウカイミバエ (3)調査期間 4月から11月(8ヶ月間) なお、これらについては、都と農林水産省植物防疫所との間で取り決めてきている。このため、例年同様の調査を実施した。</p> <p>3 侵入警戒調査総回数 (1)ウリミバエ及びミカンコミバエ類 10地点×8ヶ月=80回・a (2)チチュウカイミバエ 10地点×8ヶ月=80回・b</p> | <p>(7) 侵入警戒調査実施状況・地点数 (a)80回・10地点、(b)80回・10地点 (イ) 対象病害虫の発見・発生状況 (a)なし、(b)なし (ウ) 対象病害虫の防除状況 (a)なし、(b)なし</p> | 134,000 | 重要病害虫侵入警戒調査等の実施 | 160回 | 160回 | 100% | A | <p>警戒する病害虫がわが国に侵入した場合に要する農業被害は甚大である。本事業は地道な内容であるが、継続して実施すべきものである。当年度の調査は計画的に実施されており、該当の害虫の捕獲は認められないという結果が得られたことは、当初目標に達している。また、東京市場は全国・海外から集積し、かつ全国に出荷されることから、重要な調査地点といえる。国機関との連携もできており、今後とも継続して実施すべき事業である。</p> | 事業は適正に行われており、特段の対応はなし。 |

| 目的 | 目標 | 事業実施主体 | 事業実施計画 | 事業実施実績 | 交付金相当額 | 目標値及び実績 | | | | 都道府県等の事後評価 | | |
|------------------------------------|--|--------|--|--|-------------|-------------------|-------------------|------|----|--|---|-------------------------------|
| | | | | | | 目標値 | 実績 | 達成度 | 評価 | 評価の概要及び対応方針等 | 第三者の意見 | 意見への対応 |
| IV 地域における日本型食生活等の普及促進 | 地域における日本型食生活等の普及促進 | 東京都 | <p>事業の実施方法 1 事業の必要性 東京は、食に関するさまざまな情報が集積している都市である。その集積を最大限に活用し、都民一人ひとりが食を大切にすることを、健全な食生活の実践や食を通じたコミュニケーションづくりなどを推進するため、食事バランスガイドを中心に食に対する関心を高めていくことが大切である。そのためには、区市町村をはじめ、事業者や地域社会などがそれぞれの役割を果たし、都民の健全な食生活を支える食の環境づくりを進めることが重要となる。</p> <p>こうした視点から、平成24年度はさまざまな団体と連携を図りながら、広く都民が参加する食育に関するフェアを開催し、都民の意識向上を図るとともに、食育に取り組む関係団体相互のネットワーク化を推進し、地域における食育活動の裾野を広げた。その連携やネットワークを基盤に東京の食育を積極的に推進した。</p> <p>2 目標値の考え方 食育推進基本計画では、23年度から27年度までの新たな計画で、「生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」を重点課題としている。都としてはこれを踏まえ、「脂肪の取りすぎをやめ動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとる」ことを実践している人の割合を65%にすることを目標とした。</p> | <p>事業の成果 1 事業実施内容 平成26年8月26日に代々木公園を発生源に国内で69年ぶりにデング熱ウイルスのヒトへの感染が確認された。 東京都では、公園内における蚊の駆除や発生源対策及びウイルス保有調査の強化等対策をしていたが、一方で次々に感染者の報告がなされ、平成26年9月4日には代々木公園A地区(食育フェアの実施場所は、A地区の隣「ケヤキ並木通り」)が閉鎖となった。これを受け、出展を辞退する団体や感染を懸念する問合せ等も続いたことから、東京都では、「フェアを予定している10月も蚊が生息し、かつ、防除が完全に確認できないうちは、出展者と来場者等の感染の危険性について排除できず、これら安全を確保する必要がある」とことから、平成26年9月11日(木)に東京都食育フェアの開催中止とした。</p> <p>なお、フェアは中止となったものの、開催に向けたポスターの作成や各種準備等に費用が発生した。</p> | 810,702 | 65% | — | — | — | <p>東京都食育フェアの開催中止により、アンケート調査の実施ができなかったので評価が困難である。 平成27年度はデング熱対策として、東京都食育フェアの開催時期をこれまでの10月から1月遅らせ、11月に開催予定である。 今後とも目標値の達成に向け、都民に対し健全な食生活の普及啓発を更に進めていきたい。</p> | <p>今回、東京都食育フェアは、会場となる代々木公園内でのデング熱感染の影響により、やむを得ず開催中止となったが、出展を希望された団体も数多く、都民からの問い合わせも多かったと聞いている。 このことから東京都食育フェアが都民や食育団体に広く定着していることが見え、かつ、平成27度は11月開催と、会期をこれまでより1か月遅らせるなどの配慮もしていることから、今後も目標値の達成に向け、都民に対し健全な食生活の普及啓発を更に進めていきたい。</p> | <p>適正な事業執行により期待に応えたい。</p> |
| III 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止(特別交付型) | <p>重要病害虫の特別防除等(PPV) 平成25年度繰越金</p> <p>重要病害虫の特別防除等(PPV) 平成26年度</p> | 東京都 | <p>事業の成果 (1)植物の買上げ ・実施地域:足立区、青梅市、あきる野市、福生市、羽村市、日の出町、奥多摩町 昭島市、八王子市 ・本数:計 4,069本 経済樹 1,801本、庭木等 2,268本、苗木・植木類 0本 (2)植物の伐採及び焼却 ・実施地域:足立区、青梅市、あきる野市、福生市、羽村市、日の出町、奥多摩町 昭島市・八王子市 ・本数:計 6,496本 経済樹 1,975本、庭木等 4,521本、苗木・植木類 0本</p> <p>平成21年4月、東京都青梅市で栽培されているウメにウメ輪紋ウイルス(ブラムボックスウイルス、以下「PPV」)が感染していることが確認された。そこで、PPVのまん延を防止するため、周辺地域における発生調査、及びこれを媒介するアブラムシの防除、感染樹等の買上げ、伐採・焼却等を実施する。</p> | <p>事業の成果 (1)ブラムボックスウイルスの発生調査 ・調査地域:東京都内31区市町村 調査時期:5月中旬～8月下旬 ・調査対象植物:ウメ、モモ、スモモ、アンズなど省令による移動制限植物 (2)アブラムシの防除 ・防除地域:東京都東久留米市 防除面積:16,500㎡ ・対象植物:ウメ ・防除概要:薬剤散布(ウララDF)年1回(3月) (3)植物の買上げ ・実施地域:足立区、青梅市、あきる野市、福生市、羽村市、日の出町、奥多摩町、昭島市、八王子市、東久留米市 ・本数:計 3,313本 経済樹 979本、庭木等 2,123本、苗木・植木類 211本 (4)植物の伐採及び焼却 ・実施地域:足立区、青梅市、あきる野市、福生市、羽村市、日の出町、奥多摩町、昭島市・八王子市、東久留米市 ・本数:計 3,172本 経済樹 896本、庭木等 2,065本、苗木・植木類 211本 (5)その他の防除対策推進に必要な経費 ・緊急防除の実施に関するリーフレットの印刷、配布:パンフレット 5,000部 調査チラシ 4,200部</p> | 151,947,423 | ブラムボックスウイルスのまん延防止 | ブラムボックスウイルスのまん延防止 | 100% | A | <p>目標を達成しており良好である。</p> | <p>PPV感染が確認されて以来、都は国と密接に連携し、PPVのまん延を防止するため、周辺地域における発生調査、及びこれを媒介するアブラムシの防除、感染樹等の買上げ、伐採・焼却等が適切に行われていると評価できる。また、生産者を含め、地元は早期に再生したい意向が強く、国は引き続き事業推進の工程表や予算措置についても地元の意向を十分に斟酌し、適宜、適切な見直しが必要である</p> | <p>事業は適正に行われており、特段の対応はなし。</p> |
| 合計・総合評価 | | | | | 364,139,740 | | | 85% | A | | | |